

期日報告書

平成30年9月20日

XXXXXX
XXXXXX

下記事件につき、第8期日が開かれた。

記

1 弁論期日について

【受任事件】平成29年(行ウ)第232号 損害賠償請求事件

【係属裁判所】東京地方裁判所家事第51部2D係

【弁論期日】平成30年12月25日午後3時～3時30分

419号法廷

【出廷】裁判官 清水知恵子(裁判長)、村松悠史(右)和田山弘剛(左)

原告 (本人) ██████████

被告 ██████████

【進行】原告 第5準備書面～第8準備書面提出

原告 甲45～51号証提出

(直送なし。同一物か原告控えとは照会せず。二週間前に送付済み。)

裁判長 前回の樋口ブログについて被告は抗弁しないのか。

被告 特に取り立てて争うことはしない。

裁判長 不知で特に反論はしないということで調書に記載するがよいか。

被告 それでよい。他にも反論はしない。

裁判長 本訴訟は原審に基づき、大量の文書も出た。原告はもう終結ということでよいか。

原告 田中弁護士を尋問したい。それと被告は議会の責任と主張するなら訴訟告知を。

裁判長 尋問して何か出るとは思わないが。訴訟告知を議会にするのは別の裁判ではないか。

原告 同じ内容の裁判を二段階でするのはよくないと聞いている。

原告 田中への尋問で市長部局が市側の質問を改ざんしたことを立証したい。

裁判長 二回がよくないということはわからないが、尋問については原審のこともあり、もう事実証拠は出尽くしていると考えている。田中弁護士を尋問して立証としてどれだけのことが出るか疑問だ。原告はまずは判決を見てから(控訴するなど)すれば考えればよいのではないか。終結でよいか。それでは終結とし、今後出た証拠や主張は考慮されないこととする。

判決申し渡しは4月11日(木)午後1時。

2 今後の展開

☆次回はいきなりの終結。判決言い渡しとなった。勝訴は確実の心証も、被告の控訴はある。

☆積み残しあり。控訴後の立証など、証拠書類を検討しておく必要がある。

☆以下について控訴後の準備を行なう。(積み残し)

1.「検察側の証人」田中への尋問。証拠申出書

2.「事実経過一覧表」(時系列の整理、調書添付せず書証とはしない。最終的に事実主張書面へ)

3.「市民の声などなかった」ことを立証する原告陳述と尋問。市からの賠償についての説明なし。

4.その他、今回仕掛けた罠。(田中は反論しないので積み残しとなった)

5.争点整理案(一度整理されると残りは読まれない。勝つため裁判所より先に出す弁護士もいる)

以上